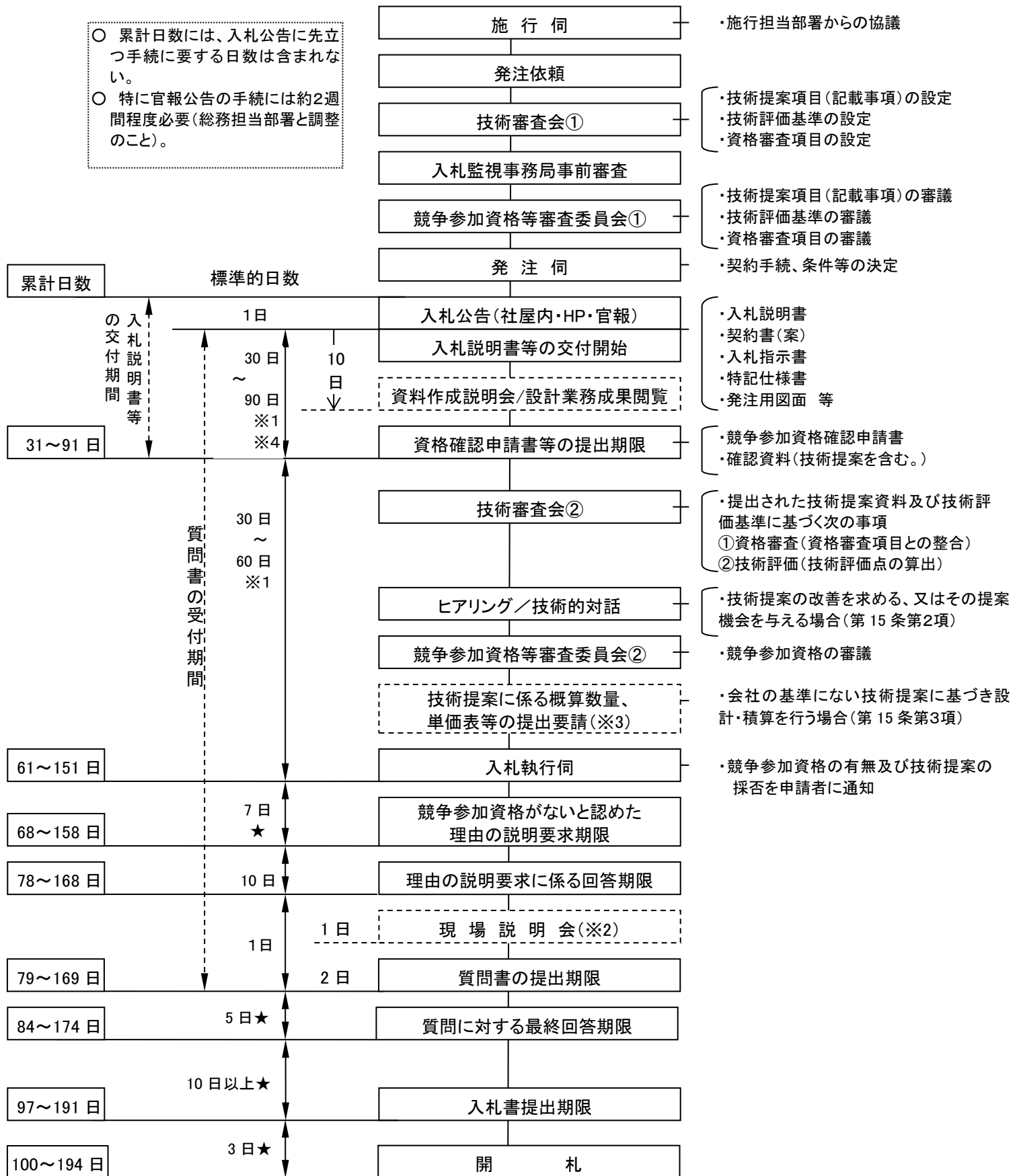


図表－1 高度技術提案型(一般競争入札)

- 累計日数には、入札公告に先立つ手続に要する日数は含まれない。
○ 特に官報公告の手続には約2週間程度必要(総務担当部署と調整のこと)。



[-----] 必要と認められる場合に行うもの。

★ 行政機関の休日を含まない。

※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により設定する。

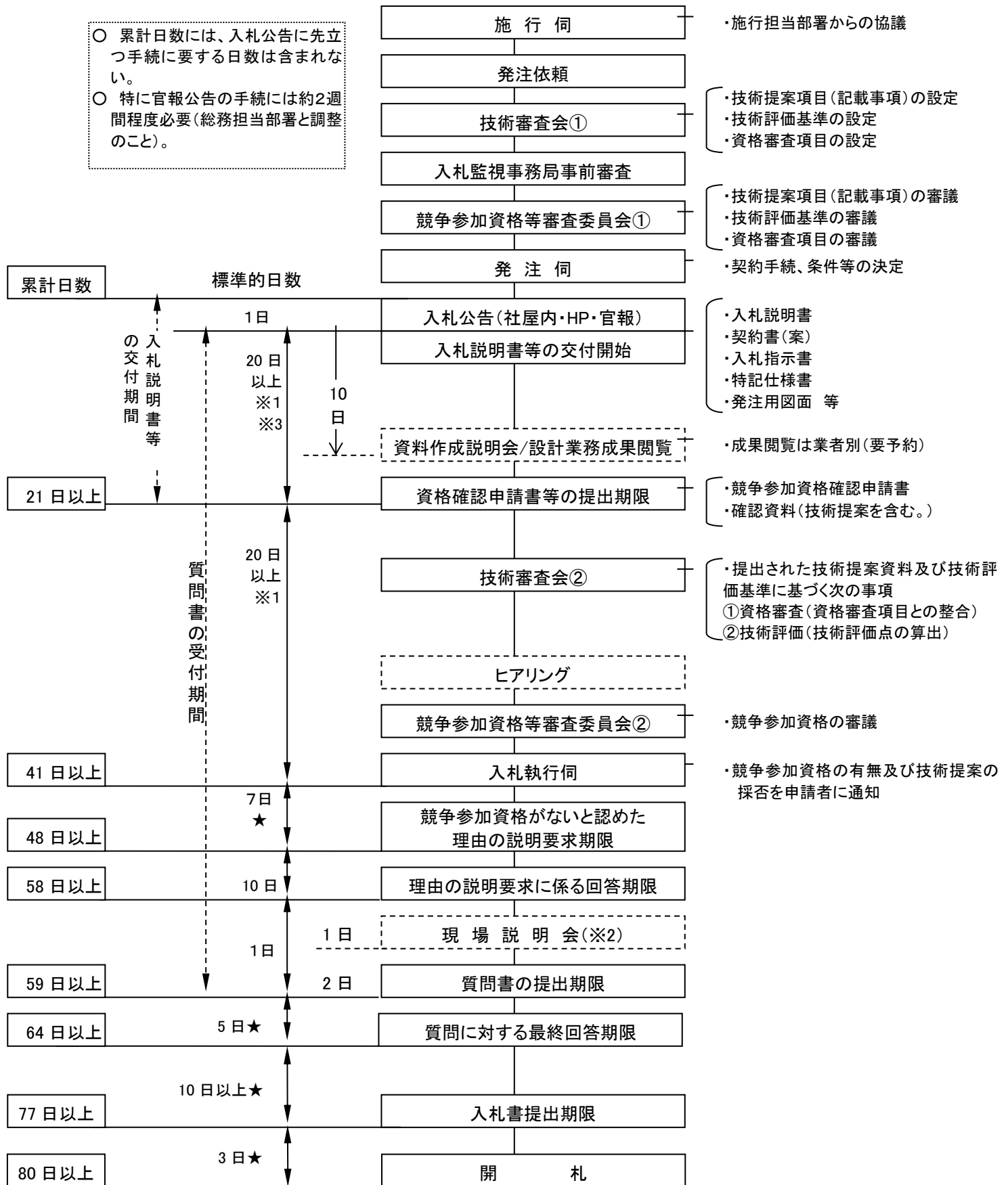
※2 現場説明会を行う場合は、これ以降のスケジュールが2日遅れとなる。

※3 無資格者に対して提出要請を行うことのないよう、競争参加資格審査委員会の審議結果を踏まえること。

※4 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【】内の期間とする。(入札前価格見積方式実施要領より)

・見積対象項目総額 5000万円未満:10日★【20日★】 5000万円以上:15日★【30日★】

図表－２ 施工計画提案型(標準型)(一般競争入札)



★ 行政機関の休日を含まない。

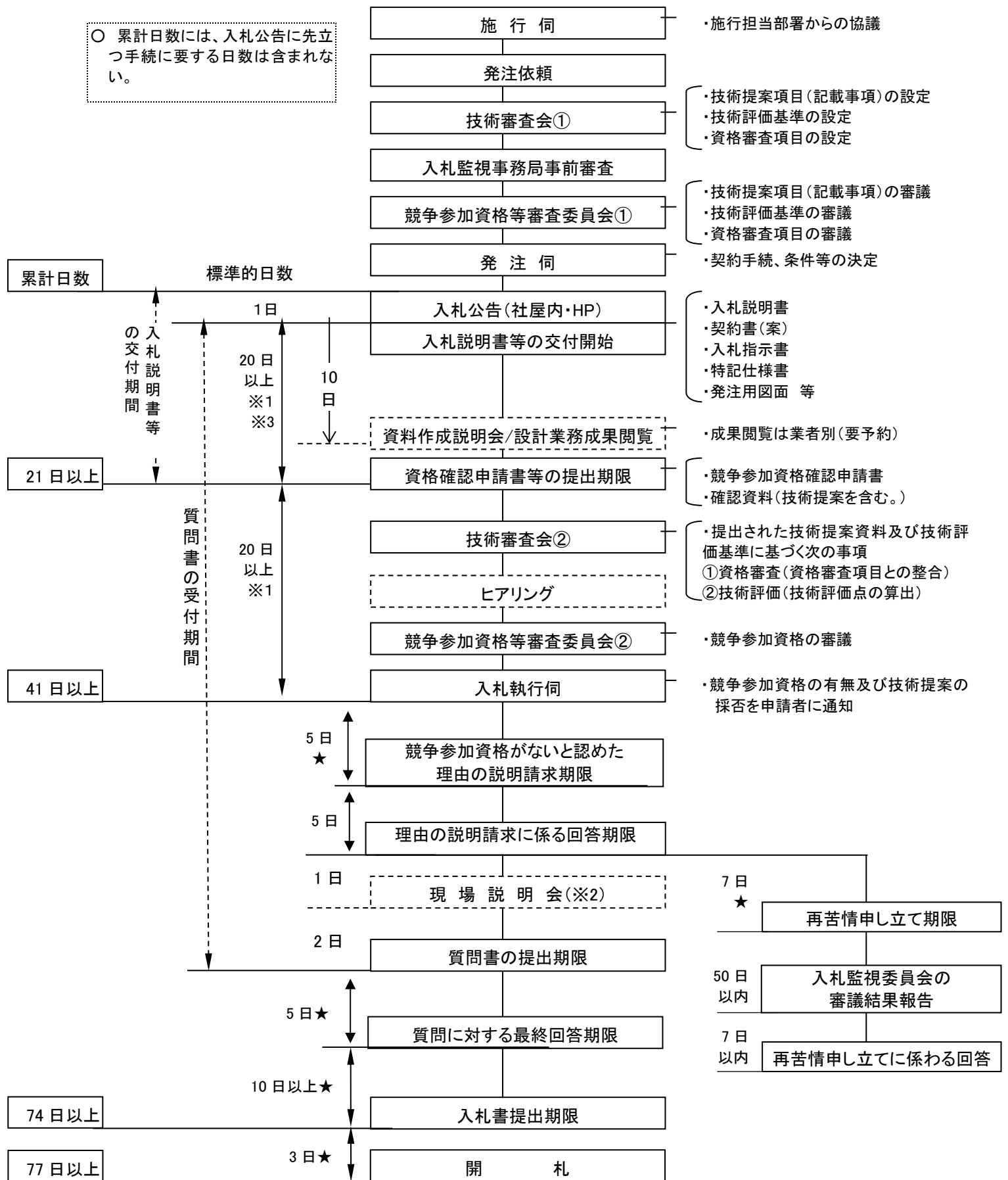
※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により設定する。

※2 現場説明会を行う場合は、これ以降のスケジュールが2日遅れとなる。

※3 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【】内の期間とする。(入札前価格見積方式実施要領より)

・見積対象項目総額 5000万円未満:10日★【20日★】 5000万円以上:15日★【30日★】

図表－３ 施工計画提案型(標準型)(条件付一般競争入札)



[] 必要と認められる場合に行うもの。

★ 行政機関の休日を含まない。

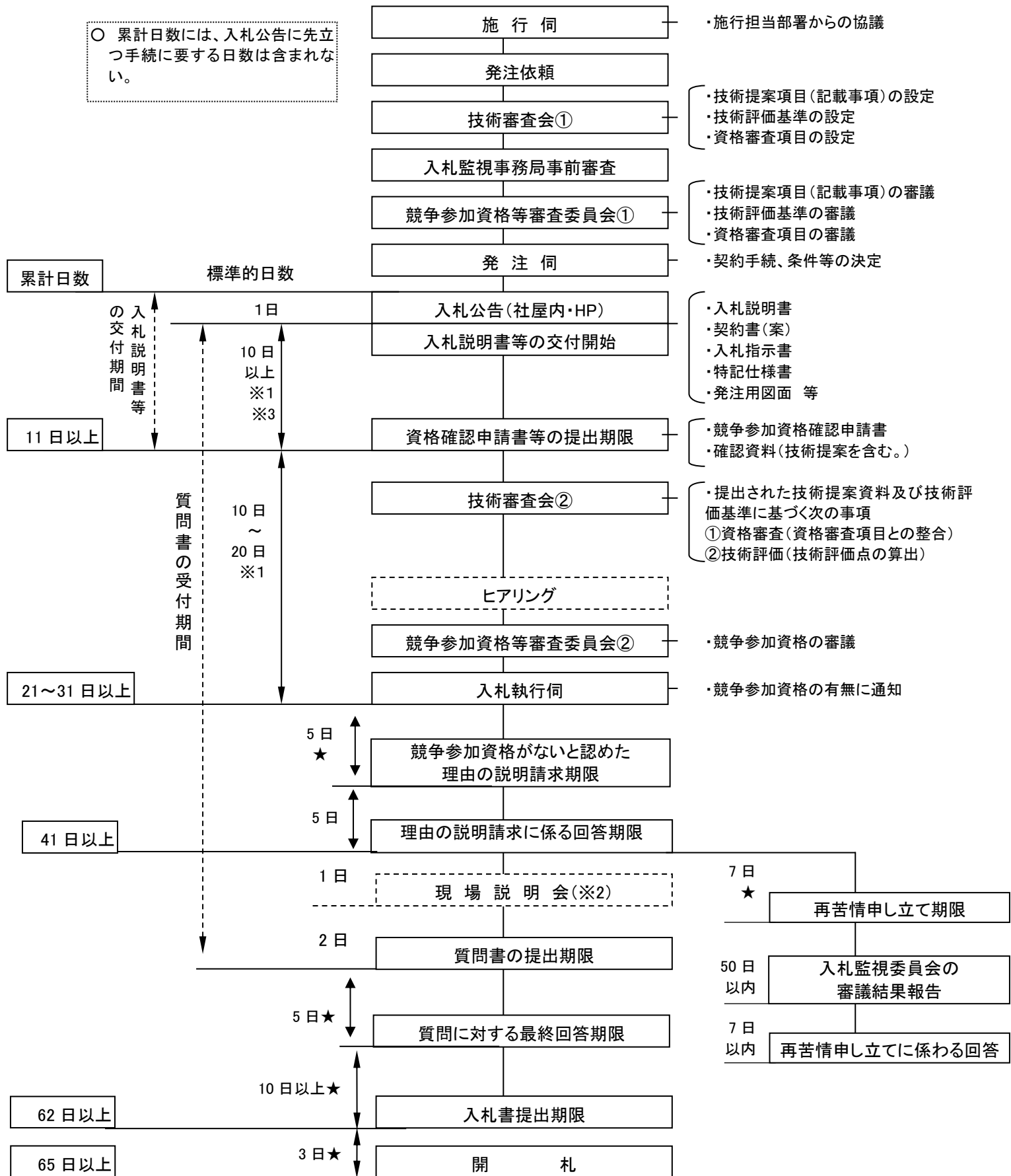
※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により設定する。

※2 現場説明会を行う場合は、これ以降のスケジュールが2日遅れとなる。

※3 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【】内の期間とする。(入札前価格見積方式実施要領より)

・見積対象項目総額 5000万円未満:10日★【20日★】 5000万円以上:15日★【30日★】

図表－４ 施工実績確認型及び施工能力評価型(簡易型)(条件付一般競争入札)



必要と認められる場合に行うもの。

★ 行政機関の休日を含まない。

※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により設定する。

※2 現場説明会を行う場合は、これ以降のスケジュールが2日遅れとなる。

※3 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【】内の期間とする。(入札前価格見積方式実施要領より)

・見積対象項目総額 5000万円未満:10日★【20日★】 5000万円以上:15日★【30日★】